



TRAS-INTER CO., LTD.

平成 28 年 6 月 吉日

お客様各位

トラスインテル株式会社

SOLAS 条約改正に伴う『輸出コンテナ総重量確定方法制度化』に関して

平素は当社サービスに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、掲題に関しまして、本年 7 月 1 日発効の SOLAS 条約の改正に伴い、国土交通省は船舶安全法関係省令の一部改正並び告示の制定を行いました。

これにより、平成 28 年 7 月 1 日以降に船積み(本船積み基準)される国際海上輸送コンテナに関しては、改正 SOLAS 条約及び国土交通省が定めた制度に基づき計測されたコンテナ総重量を船積み前に船社又は代理人(ターミナル)等に提供する必要があります。

当社では国土交通省の施行する法令に基づき、当社混載貨物の取扱について以下の通り対応する事と致しましたので、此処にご案内申し上げます。

1. 国土交通省への届出について

船社マスターB/L 上の荷送り人として「届出荷送人」申請致しました。

2. コンテナ総重量の確定方法について

国土交通省の定める確定方法 1.『実入りコンテナの総重量の計測』及び 2.『(貨物を)足し合わせて算出』の両方式により重量確定致します。

上記 1. 及び 2. の各方式に基づく計測の為の計量器につきましては、当社各地 CFS に台秤又はトラックスケアーの何れか又は双方を設置すべく準備を進めております。

原則と致しまして、当社 CFS ではお客様からの貨物搬入は従来通りの方法にて対応させて頂く事と致しますが、当社 CFS に御搬入頂きます検量済み貨物につきましては、荷主様にて国土交通省の定める適切な確定方法にて重量を確定頂く事を、お願い申し上げます。

以上、本件に関するお問い合わせは、当社カスタマーサービス及び各営業担当までお願い致します。

本件に関わる国土交通省 HP 本制度関連情報は以下 URL にてご確認頂けます。

http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn8_000008.html

5th floor, Yokohama Daiei Building, 2-10, Hon-cho, Naka-ku, Yokohama City, Kanagawa Prefecture
231-0005, Japan Tel.:+81-45-222-7590 Fax.:+81-45-210-0767